

宇治市地域防災計画の改定初案に対する パブリックコメントの実施結果及び最終案について

1. 主な改定項目

- (1) 要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し
- (2) 避難情報の発令基準の改定
- (3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の追記
- (4) 指定避難所の拡充
- (5) その他時点修正等

2. パブリックコメント等の結果

(1) 実施期間 令和4年5月13日（金）～令和4年6月13日（月）

(2) 意見提出結果

○意見提出者 11人

①窓口へ持参	0人
②郵送	1人
③FAX	7人
④Eメール	3人
⑤投書箱	0人

○意見数 20件

1 複数の編に関わる意見	8件
2 一般対策編	3件
3 震災対策編	0件
4 事故対策編	0件
5 資料編	4件
6 その他	5件

(3) 寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方： 資料1

(4) パブリックコメントによる修正： 有

3. 今後の予定

宇治市防災会議（令和4年7月25日）において地域防災計画改定案を審議

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

提出者	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容
1	① ②	第4編2章13節の2項に追記を求める。 但し、全壊、大規模半壊等の判定は、別途定められた判定基準(戸建用及び集合住宅用)に拠るものとする。(意見No. 1)	家屋損壊の認定におきましては、内閣府が作成している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行っております。いただきましたご意見のとおり、判定基準を明確にするため、一般対策編及び震災対策編に次の文を追記いたします。 「なお、被害家屋の調査及び程度の判定にあつては、内閣府が作成している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行う。」 【一般対策編 第4編 第2章 第1節 3. り災証明】 【震災対策編 第4編 第2章 第1節 4. り災証明】	修正あり
2	①	防災計画改定の中心は避難情報の発令基準の改定と支給金制度だが、避難所の設置が特に洪水時の西宇治地域では実質なく、いくら避難指示が行われても避難のしようがなく高齢者が増加している3万市民が水にのまれ逃げまどう事となりかねない。これは宇治川という大川が流れる宇治市が都市計画を怠ってきた為であり、そのつけを住民の自己責任としているのではないか？(意見No. 2) ダム放水路建設と河床掘削による河川の流量増加対策には限界があり、堤防に負担をかけ、かえって洪水につながる可能性がある。堤防の強化(越水対策)や流域治水を他県とも協力して行う必要がある。(意見No. 3)	西宇治地域の避難所につきましては、洪水による浸水災害が発生した場合、使用できない避難所もございますが、三階以上ある施設の場合には高層階へ避難していただく方法もございます。また、多様な手段で防災情報を発信いたしますので、早め早めの行動により浸水区域外の避難所への避難も平時からご検討いただきたいと思います。なお、宇治川におきましては、複数の自治体にまたがる1級河川として国が管理しており、流域の自治体では、これまでからも協力して治水対策を行っております。引き続きこれからも市民のみなさまに安心される治水対策に取り組むよう働きかけてまいります。	修正なし
3	① ② ④	第4編第2章第10節/第13節に記載されてます、「大規模半壊又は中規模半壊」の定義はどのようになっているのでしょうか。誰がどのような基準で決めるのかがどこに記載されているのか知りたいです。(意見No. 4) 資料1-2避難施設一覧について 土砂災害区域にある避難所については、使用を制限すると記載されております。 災害発生時に(特に、携帯等の情報伝達手段が滞ってる)、住民の方へどのようにして制限されてる事を知らせるのでしょうか。特に、高齢者の方でネット環境に弱い方への情報伝達手段。(意見No. 5)	災害時における大規模半壊又は中規模半壊の定義は内閣府が作成している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に記載されております。地域防災計画にもその旨を追記します。(提出者1と同じ回答) 平時の時からお住まいの地域の災害リスクを事前に確認いただいた上で、災害時に避難するところを決めておいていただくことをお願いしております。そのような中、市内に全戸配布しています「宇治市くらしの便利帳」に、どの災害時に避難所として適しているか記載しております。また、出前講座や市政だよりなどでも啓発を行っています。災害時には、スマートフォンで開設している避難所を確認いただくこともできますし、テレビ、ラジオでも避難情報や開設避難所を確認いただくことができます。災害の情報にあつては多様な手段でご確認いただけるよう準備しておりますので、引き続き高齢者も含め1人でも多く情報が届くように努めてまいります。	修正あり

提出者	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容
4	⑤	<p>今回の改定項目(1)~(5)について 諸々の法律等の改正があり、それに付随して改定をすすめる過程に入ったものと考えます。どれも国民市民の生命を守るための法律・条令等の改定であり、賛成します。(意見No. 6)</p> <p>別件で話はずれますが、「知床遊覧船事故」で多くの遭難者がまだ発見されずにいる。会社経営者のいい加減さに呆れるばかりですが、行政側にも手抜かりがあったのではないのでしょうか？宇治市地域防災計画では手抜かりのない運営で一人の犠牲者も出ない取組としていきましょう。(意見No. 7)</p> <p>更に別件ですが、以前お世話になった「空き家」等の件ですが、直接防災とかかわらないので他の部署との関係になると思います。その時言われたのが家の所有権を守ることが大切だ」と言う事ですが、もちろん間違いではありませんが、「家に居住し、生きる権利」も大切だと思うのですが・・・(意見No. 8)</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。また、空き家に関しましては、関係各課にお伝えするとともに、今後の防災行政の参考とさせていただきます。</p>	修正なし
5	④	<p>はじめに、資料1-12避難施設一覧(P8)を見たところ、追加したいことが、3つあります。それは、次の3つです。(意見No. 9)</p> <p>【追加したい避難施設】 その1 宇治市三室戸小学校・・・1 その2 あさひ保育園・・・2 その3 宇治明星園・・・3 A地区班 B所在地 1三室戸小 宇治市莨道岡谷16-2 2三室戸小 宇治市莨道大垣内10 3三室戸小 宇治市莨道岡谷16-3</p>	<p>指定避難所は、一定期間自宅等に戻れない方のために、開設する避難所でございます。三室戸小学校は、指定避難所を兼ねました指定緊急避難場所として指定済みでございます。あさひ保育園および宇治明星園につきましては、民間の事業所でございますことから指定避難所としておりません。ただし、宇治明星園におきましては、市の要請によりご協力いただき開設する福祉避難所として平成24年に協定を結んでおります。</p>	修正なし
6	① ②	<p>(1):要配慮者利用施設での避難訓練実施の義務化に加えて「新たに市長への訓練実施報告の義務化とそれらに対して市長が必要に応じて助言勧告を行うことができる」との改定は一步前進であり、評価できる。是非実施して要配慮者利用施設利用者の安全を確保していただきたい。(意見No. 10)</p> <p>(3):「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成などの支援対策を講じ」も災害時の対策として大切であり、改定を評価する。ただ、この件は、住民のプライバシー問題があり、例えば自治会と各住民の信頼関係がないと実施できないケースもある。まずはそのような制度があることを、住民に十分周知して理解してもらう必要がある。また、自治会に加入しないなど、孤立している避難行動要支援者に対する働きかけ方についても、市の指導方針があれば、自治会担当者は助かるのではないかと。「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」は重要だと考えます。(意見No. 11)</p>	<p>今後も引き続き、各種法改正の内容について適切に宇治市地域防災計画に反映するとともに、個人情報を守りながら、災害発生時に避難行動要支援者が取り残されないよう、平時から顔と顔が見える関係を各支援団体と築いてまいります。</p>	修正なし

提出者	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容
7	① ②	<p>(一般対策編)第3編応急対策計画-第12章 避難収容対策計画 第2節 避難所の運営-2. 避難所の運営内容 (6)避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース確保に努めると記されていますが、そもそも長期化する前にペットを飼っておられる住民の方々がいかに速やかに避難できるようになされているかが問題です。国は、動物に対し多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えることを支援するため「人とペットの災害対策ガイドライン」(H30.3)を作成しました。自治体は災害の発生時に、ペットの避難、保護等が必要な場合に備え、獣医師会や民間団体と連携して、協定を締結しておくことが勧められています。では、その連携はなされておられるでしょうか。またペットを飼っておられる方々に対しては宇治市の現状を周知して、広報できているでしょうか。(現状はペットと同行できる避難場所がないこと)まずは、動物の飼養者に対し平常時から災害発生時に向けた準備しておくことの重要性について理解を促すため、広く啓発することを求めます。(意見No. 12)</p>	<p>多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えるため、避難所運営につきましては、人とペットの災害対策ガイドラインなどを参考にしながら、必要な対策を引き続き講じてまいります。</p>	修正なし
8	① ②	<p>以前から『くらしの便利帳』77ページの避難行動要支援者事業の取組みの欄で「必ずしも避難支援が保障されるわけではありません」と注意書きがあることに疑問を感じていました。支援する側も被災者となることは十分想定されるので当然だとは思いますが、要支援者として登録された方は、とても心細くなられるのではないかと宇治市の公助の役割をもっと明記してもらいたいと思っていました。なので、今回、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことは、公助が一步前進したと思いますので、歓迎します。が、「努力義務」ではなく「義務」として宇治市が捉え要支援者支援事業を整備してほしいです。「避難行動要支援者・要配慮者名簿登録申請書」の必要事項には個別避難計画として支援者がパッと見て分かる情報が整理されているのでしょうか？介護認定されている方には担当ケアマネが相談にのったり、場合によってはケアマネが避難計画の作成をするよう宇治市が指導するというような責任を果たしてほしいです。私の入っている町内会は(25年前から入っています)とても小さく25所帯程ですが、それでも全ての方のお顔が分かるわけではありません。近隣の町内会では脱退される方も増えてきていると聞きます。市民の助け合いの精神に依拠するばかりではなく、危機管理室が市の消防本部と連携して要支援者マップや個別避難計画に合わせた支援体制・人員配置を考えられることを願います。(意見No. 13)</p>	<p>防災の取組みにつきましては、誤解を生じさせないことも重要な要素と考えております。避難行動要支援者支援事業は、災害発生直後に公助が行き届かないことも想定されることから、要支援者を共助でご支援いただく体制を構築するための取り組みとなります。一方で、災害発生直後では、誰もが被災者となられる可能性があることから、「支援が保証されるわけではない」ということをご理解いただく必要があると考えております。引き続き自助・共助・公助それぞれの役割に応じた災害への取り組みを様々な分野の方と連携しながら実施してまいりたいと考えております。</p>	修正なし
9	①	<p>紫ヶ丘地区に高齢者用の災害時(特に水害)避難所を作ってください。高齢者が多く水害時遠くの避難所まで行くことが困難な為。以前よりお願いしている榎島保育園にあった防災無線を紫ヶ丘の集会所に移設していただく件を早急にお願いしたい。地震など多く起こっているので早く対応していただきたいです。(意見No. 14)</p> <p>紫ヶ丘集会所の防災用スピーカーのアンプ(?)の修理をお願いします。(スイッチが入りっぱなしで、切れていない)切る必要はないが、いつ他に不良がでるかかわからない為。(意見No. 15)</p>	<p>避難場所にあつては既存の公共施設を活用しており、避難を目的とした公共施設の建設は行っておりません。地域により避難に関する条件は、それぞれ異なるものの、命を守る行動を早め早めにとりていただくように避難情報を発信しておりますので、ご理解賜りたく存じます。また、市街地にある集会所への防災無線の設置は行っておりません。</p> <p>紫ヶ丘児童遊園にある拡声器4つは紫ヶ丘町内会で設置されたものでありますことから、修理等に関しましては、町内会にご相談いただきますようお願いいたします。</p>	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

提出者	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容
10	①	<p>一般対策編 新旧対照表について 市の責務に市長の権限が改定後は強く出過ぎ、施設の所有者又は、管理者の行動が隠れてしまうのではと懸念される。また彼ら直接関わる者の自主性を奪うのでは？更に市長の負担が増し、オールマイティーの市長でもない限り助言・勧告は不可能。他の職員の負担増となるだけ。河川又は、山林等の土石流対策砂防事業についても市長の助言、勧告が避難確保計画等や避難訓練の実施に必要とは考えない。(意見No. 16)</p> <p>避難行動要支援者について改選前は支援対策を講じ云々→個別避難計画の作成などとなり、プライバシーに深く入り込んでいるのが懸念される。(意見No. 17)</p> <p>被災者生活再建支援金については、全壊世帯も中規模半壊世帯も、そのまま住めるものではなく建て替えが必要に変わりはないので、区別することが支援を妨げることになる。(意見No. 18)</p>	<p>いただきましたご意見の内容につきましては、法律に基づいた改定内容となっております。 しかしながら、その運用などにつきましてはいただきましたご意見を参考にさせていただきます。</p>	修正なし
11	④	<p>主な改定項目(4)について 指定避難所の拡充は「交流館」1ヶ所となっているが、炭山区については、「南部集会所」も開設することになっているのではないか。(意見No. 19)</p> <p>また、場所を広げるだけでなく環境整備もしてほしい。炭山区の京都芸術高校体育館については、コロナ感染の不安が続く中、手洗いが大切であるにも関わらず、水道が未設置である。なんとかしてほしい。(意見No. 20)</p>	<p>笠取南部集会所は「その他避難所」に位置付けており、指定避難所としての開設は想定しておりません。</p> <p>京都芸術高校炭山体育館におきましては、避難者受け入れの協定に基づいて、指定避難所になっております。水洗トイレの設置があることから全く水道がないわけではありませんが、感染症対策として手洗いは重要な対策の一つですので、今後の避難所開設及び運営の参考にさせていただきます。</p>	修正なし